

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、規制目的等を考慮して次により行うこと。

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。
- ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第3-3表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分第3-3表(ロ)欄（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で、次の第3-1表(ア)から(ウ)までに該当するもの。

第3-1表

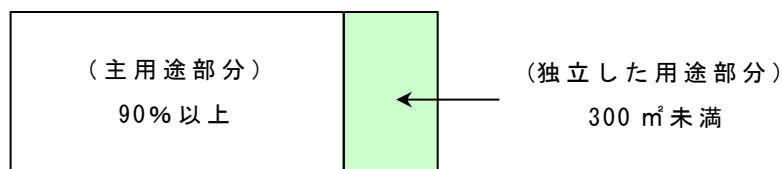
条 件	左 欄 の 運 用
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	管理権原を有する者と同じであるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全面的に権限を行使できる者が同じであることをいう。 ※ 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	① 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じであるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次のa又はbに該当し、かつ、第3-3表(ロ)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。 a 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。 b 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。 ② 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が、主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね、①. a又はbに該当し、かつ、第3-3表(ロ)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主要用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）

なお、共用される部分の床面積は、次により按分すること。

- （ア） 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- （イ） 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- （ウ） 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。



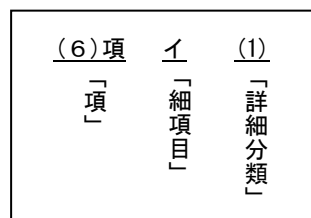
（3） 令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」の取扱いは、次によること。

ア 令別表第1の項が混在する場合だけでなく、同一の項であっても、イ、ロ、ハ又はニの細項目が混在する場合も含むものであり、細項目が混在する場合も複合用途防火対象物として取り扱うこと。

例：令別表第1（5）項イと（5）項ロが混在する防火対象物は、同表（16）項イの複合用途防火対象物

イ 一の防火対象物に、同一細項目で異なる詳細分類（令別表第1（6）項イの（1）から（4）並びに（6）項ロ及びハの（1）から（5）のことをいう。）が混在する場合は、「2以上の用途」とはならず、複合用途防火対象物として取り扱わない。

例：令別表第1（6）項イ（1）と（6）項イ（4）が混在する防火対象物は、同表（6）項イ（1）、（4）の防火対象物



（4） 同一の防火対象物が時間帯や季節ごとによって使用形態が異なる場合は、主として使用される用途として取り扱う。

2 一般住宅の用途に供される部分

一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のも
のをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次
により取り扱うものであること。（第3-2表参照）

- (1) 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に
供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途
に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、令別表防火対象物は一般住
宅に該当するものであること。
- (2) 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に
供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に
供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計
よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合
計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火
対象物に該当するものであること。
- (3) 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に
供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用
途防火対象物に該当するものであること。
- (4) 令別表防火対象物の用途が2以上存し、かつ、一般住宅部分が混在する場合
（(1)に該当する場合を除く。）は、最初に一般住宅部分を除き令別表防火対象物
で用途を判定する。その結果、単項となった場合、当該単項部分と一般住宅部分
とで判定する。一方、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合
用途とすること。
- (5) 一般住宅に附設する同一敷地内の物置又は車庫は、令別表防火対象物には該
当しないこと。
- (6) 専業農家又は兼業農家（申請が個人名義に限る。）が穀類等の農産物又はトラ
クター、コンバイン等の農機具類を収納する収納舎は、個人住宅に附設するもの
又は別であるものにかかわらず令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない
こと。

第3-2表

項 目		例 示		判 定
一般住宅	> 令別表防火対象物で 50㎡以下のもの	一般住宅 (大)	令別表防 火対象物 (小)	一般住宅
一般住宅	< 令別表防火対象物	一般住宅 (小)	令別表防火対象物 (大)	令別表防火対象物
一般住宅	> 令別表防火対象物で 50㎡を超えるもの	一般住宅 (大)	令別表防 火対象物 (小)	複合用途
一般住宅	≒ 令別表防火対象物	一般住宅 (1/2)	令別表 防火対象物 (1/2)	複合用途

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

[備考]

- ① 一般住宅は、1.(2).アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。
- ③ 2.(3)の「おおむね等しい」とは、その差が10㎡以下のものをいう。
- ④ 一般住宅と令別表第1(5)項口が存する場合は、一般住宅は同表(5)項口として取り扱うものとする。
- ⑤ 令別表防火対象物には、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる用途又は同表(6)項ハに掲げる用途（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）も含まれること。

3 危険物施設

法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

4 令第8条第1号区画

令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条第1号に定める区画の有無を考慮しないものであること。

5 複合用途防火対象物の取扱い

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(2.(4)により同表(16)項に掲げる防火対象物となる場合も含む。)となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものにあっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること(同表(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる用途又は同表((6)項ハに掲げる用途(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。))に供される部分があるものを除く。)。この場合、当該特定用途部分は、主たる令別表用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
 - ア 特定用途部分の床面積(共用部分の按分面積も含む)の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。
 - イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。
- (2) 令第8条第1号に定める区画を有する防火対象物で、4により令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるものの消防用設備等の設置にあつては、区画された部分ごとに、1.(2).イ.2及び(1)を適用するものであること。

第3-3表

(1)項イ		劇場、映画館、演芸場、観覧場	
定義	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	舞台部、切符売場、映写室、衣装部屋、客席、出演者控室、大・小道具室、ロビー、練習室、舞台装置等営繕のための作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、事務室、ラウンジ、クローク、浴室	密接な関係を有する部分 展示博物室、ホール、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室
該当用途例	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席		
補足事項	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項に含まれないものであること。		

(1)項ロ		公会堂、集会場	
定義	1 公会堂とは、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、通常国又は地方公共団体の管理に属するものをいう。 2 集会場とは、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものうち、公会堂に該当しないものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他(1)項イを準用する。	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、専用駐車場、売店、クローク室	密接な関係を有する部分 展示博物室、図書室、浴室、遊技室、体育室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
該当用途例	コミュニティセンター、市民会館、福祉会館、音楽堂、貸ホール、貸講堂、公民館（地区公民館を除く。）、結婚式場（披露宴会場含む）、葬祭場、老人憩いの家、隣保館、教育集会所、児童厚生施設（児童館）等、労働会館等		
補足事項	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(2)項イ		キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
定義	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食させる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、クラブ、バー、サロン等の名称を冠しているが、その営業の実態においてキャバレー等と同視すべきものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、舞台部、調理室、更衣室、ダンスフロア	勤務者・利用者の利便に供される部分 託児室、専用駐車場、クローク	密接な関係を有する部分
該当用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ等		
補足事項	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。		

(2)項ロ		遊技場又はダンスホール	
定義	1 遊技場とは、施設を設けて客に囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、その他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	遊技室、景品場、遊技機械室、客席、更衣室、作業室、待合室、舞台部、ゲームコーナー、ダンスフロア	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、喫茶室、専用駐車場、売店、クローク、談話室、バー	密接な関係を有する部分
該当用途例	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、洋弓・射的場、ゴーゴー喫茶、カラオケ施設（令別表第1(2)項ニに掲げるものを除く。）、麻雀屋、囲碁・将棋屋、チェス、ディスコ、ゲームセンター		
補足事項	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンスホールのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第4号に規定する政令で指定された指導員が指導する教習所（教室）は、本項に含まれないものとする。 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 4 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう。（個室においてサービスを提供するものを除く。）		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(2)項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
定義	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗型性風俗特殊営業を営む店舗がこれに該当し、個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供するもの等をいう。【風営法第2条第6項】</p> <p>2 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、規則第5条第1項で定める店舗をいう。</p> <p>(1) 規則第5条第1項第1号に規定する店舗は、令別表第1(4)項に類似するもので、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗（セリクラ）をいう。</p> <p>(2) 規則第5条第1項第2号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいうものであること。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	勤務者・利用者の利便に供される部分 託児室、専用駐車場、売店	密接な関係を有する部分
該当用途例	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、セリクラ等		
補足事項	<p>1 店舗型性風俗特殊営業のうち、ソープランド（令別表第1(9)項イ）、ストリップ劇場（同表(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（同表(5)項イ）、アダルトショップ（同表(4)項）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（同表(2)項ニ）等、既に各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が令別表第1(2)項ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>		

(2)項ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに関する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。		
定義	<p>総務省令で定める店舗は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>2 風営法第2条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」を営む店舗 ※ 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際を希望するものに対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者から電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むものをいう。</p> <p>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	勤務者・利用者の利便に供される部分 厨房、専用駐車場、シャワー室	密接な関係を有する部分
該当用途例	カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶、複合カフェ、テレフォンクラブ、個室ビデオ等		
補足事項	<p>1 カラオケボックス等とは、一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないものであること。</p> <p>2 個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースも含むものであること。</p> <p>3 用途の判定に際して、届出や名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。</p>		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(3)項イ 待合、料理店、その他これらに類するもの			
定義	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、客席、厨房、宴会場、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場、売店、結婚式場、ロビー	密接な関係を有する部分
該当用途例	茶屋、料亭、割烹等		

(3)項ロ 飲食店			
定義	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、客席、厨房、宴会場、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場、託児室	密接な関係を有する部分 サウナ室、娯楽室、会議室
該当用途例	喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス（興行場法の適用を受けないもの）、レストランシアター等		
補足事項	1 飲食を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聴かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。 ※ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の営業許可を受けているかどうかを問わない。		

(4)項 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場			
定義	1 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	売場、荷捌室、商品倉庫、事務室、食堂展示場	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場、写真室、遊技場、美・理容室、診療室、集会室、託児室	密接な関係を有する部分 催物場（展示博物館を含む）、貸衣裳室、料理美容等の生活教室、現金自動支払機室
該当用途例	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市場、自転車販売店、携帯電話販売店、レンタルショップ（CD、DVD等）、リサイクルショップ、画廊販売店、ペットショップ（ペット用品の販売がある場合に限る。）、その他類似店		
補足事項	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に入出入りできる形態を有するものであること。 2 店舗で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。 3 展示場（ショールーム）のうち、次のすべてに該当する場合は、令別表第1(15)項又は主たる用途の従属部分として規制するものであること。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの。 (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもので、その場で商品の受け渡しを行わないもの。 (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		
定義	1 旅館とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設で、簡易宿所及び下宿以外のものをいう。 2 ホテルとは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設で、簡易宿所及び下宿以外のものをいう。 3 簡易宿所とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる施設で、下宿以外のものをいう。 4 その他これらに類するものとは、マッサージ、レンタルルーム等で、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設等をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分 娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療室、図書室、喫茶室	密接な関係を有する部分 宴会場、会議室、結婚式場(披露宴会場含む)、売店(連続式形態のものを含む) 展望施設、プール
該当用途例	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション(旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用対象であるもの。)、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく届出住宅(住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下同じ。)(令別表第1(5)項ロに掲げるものを除く。)		
補足事項	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反覆継続され、社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4 「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、次の条件等を勘案する必要があること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 5 令別表第1(6)項イ、同項ロ及びハ、(9)項イ、(11)項等は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、それぞれの用途としての火災危険性に着目して対応することで十分であり、原則として同表(5)項イに掲げる防火対象物として取り扱わないこと。 6 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等の取扱い 届出住宅については、令別表第1本項として取り扱う。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない届出住宅については、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下となる場合は、住宅として取り扱うこと。 なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅(住戸)ごとに用途を判定した上で、棟ごとの用途は本節第3.1から5の規定により判定すること。また、旅館業法の許可を受けたもので、一戸建て住宅又は共同住宅等の一部において宿泊サービスを提供することが確認できるものについては、届出住宅と同様の判定をすること。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(5)項口	寄宿舎、下宿、共同住宅		
定義	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1カ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部を有するもの）をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	勤務者・利用者の利便に供される部分 売店、専用駐車場、ロビー、面会室、集会室、リフレッシュ室	密接な関係を有する部分
該当用途例	寮、事業所専用のための宿泊所、ゲストハウス（シェアハウス）、小規模住居型児童養育事業（専ら乳幼児の養育を常態とする場合は令別表第1(6)項ロ又はハとする。）、児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業による自立援助ホーム、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）（専ら乳幼児の養育を常態とする場合を除く。）、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅（同表(5)項イに掲げるものを除く。）社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所（旅館業法の適用を受けないものに限る。）		
補足事項	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。 3 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいい、寄宿舎に含まれること。		

<p>(6)項イ</p>	<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p>		
<p>定義</p>	<p>1 病院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定めるもので、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医療法第1条の5に定めるもので、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設をいう。</p> <p>3 助産所とは、医療法第2条に定めるもので、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。</p> <p>なお、助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の入所施設を有してはならない。</p>		
<p>主従関係</p>	<p>(イ) 主用途部分</p> <p>診療所、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、会議室、検疫所、隔離所、霊安室</p>	<p>(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分</p> <p>勤務者・利用者の利便に供される部分</p> <p>食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、現金自動支払機室</p>	<p>密接な関係を有する部分</p> <p>臨床研究室</p>
<p>補足事項</p>	<p>1 用途判定フローチャート</p> <pre> graph TD subgraph Hospital [病院 ※定義1参照] H1[一般病床・療養病床 ※補足事項2.(1)参照] end subgraph Clinic [診療所 ※定義2参照] C1[病床数 ※補足事項2.(2)参照] end subgraph Specialized [特定診療科名 ※補足事項3参照] S1[] S2[] end subgraph FireSystem [適切な消火活動体制 ※補足事項4参照] FS1[] end subgraph Midwife [助産所] M1[] end subgraph Beds [病床] B1[] end subgraph Item1 [(6)項イ(1)] end subgraph Item2 [(6)項イ(2)] end subgraph Item3 [(6)項イ(3)] end subgraph Item4 [(6)項イ(4)] end H1 -- あり --> S1 H1 -- なし --> S2 C1 -- 4床以上 --> S1 C1 -- 3床以下 --> S2 S1 -- あり --> FS1 S1 -- なし --> Item2 S2 -- あり --> Item2 S2 -- なし --> Item4 FS1 -- なし --> Item1 FS1 -- あり --> Item2 M1 --> B1 B1 -- あり --> Item3 B1 -- なし --> Item4 </pre>		

2 病床の取扱い

(1) 医療法第7条に規定する病床の種別は以下のとおり。

ア 精神病床（病院）

精神疾患を有する患者を入院させるための病床

イ 感染症病床（病院）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症（結核を除く。）、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第8項に規定する指定感染症（同法第7条の規定により同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条（同法第7条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに同法第6条第9項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるための病床

ウ 結核病床（病院）

結核の患者を入院させるための病床

エ 療養病所（病院又は診療所）

アからウに掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者とする患者を入院させるためのもの

オ 一般病床（病院又は診療所）

アからエに掲げる病床以外のもの

(2) 病床数の取扱い

ア 病床数とは、医療法第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいい、令別表第1（6）項イ（2）に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいう。

イ 許可病床数が4以上であっても、1日平均患者数（1年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数（暦日数）で除した値をいう。）が1未満のものにあつては、令別表第1（6）項イ（2）に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱う。ただし、1日平均患者数が実態として1以上となる可能性がある施設は、「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当するものとする。

3 特定診療科名について（規則第5条第4項）

(1) 特定診療科名とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外をいう。

ア 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科

イ アに掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ（1）から（4）までに定める事項（下表参照）とを組み合わせた名称

（例：女性美容外科、歯科口腔外科、小児眼科等⇒特定診療科名に該当しない。）

【表】医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ

(1)	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門※、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺※、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれらの人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの
(2)	男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの
(3)	整形、形成※、美容※、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの
(4)	感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの

※ 外科は特定診療科名であるが、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科は特定診療科名から除外されている。ただし、「大腸・肛門外科」のように複数の診療科名を組み合わせたものは、「大腸外科」及び「肛門外科」に該当し、全体として特定診療科名として取り扱われる。

	<p>ウ 歯科</p> <p>エ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称 (例：小児歯科，矯正歯科，歯科口腔外科)</p> <p>(2) 旧診療科名の取扱い</p> <p>ア 特定診療科名に該当する診療科名 神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、性病科、気管食道科、胃腸科</p> <p>イ 特定診療科名に該当しない診療科名 皮膚泌尿器科、こう門科</p> <p>※ 旧診療科名とは、医療法施行令第3条の2の改正（平成20年政令第36号）で、同令同条において規定されなくなった診療科名をいう。 なお、当該改正施行令が施行された日（平成20年4月1日）に、既に開業していた病院や診療所については、そのまま標榜することができる。</p> <p>(3) 麻酔科の取扱い 麻酔科は医療法施行令第3条の2に規定する診療科名ではないことから、特定診療科名には該当しない。特定診療科名に該当するか否かの判断は、標榜している診療科名のうち麻酔科以外の診療科名により行うこと。</p> <p>(4) 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所の取扱い 特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>4 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの（以下「適切な消火活動体制」という。）について（規則第5条第3項）</p> <p>(1) 規則第5条第3項に規定する「体制」とは 同項第1号による「職員の総数の要件」及び第2号による「宿直勤務者を除いた職員数の要件」の両方を満たす体制であること。 (例：病床数92床の場合)</p> <p>○「職員の総数の要件」 病床数が26床を超えるため、2人に13床までを増すごとに1人を加えなければならない。加える人数は以下により算定する。 $(92床 - 26床) \div 13床 = 5.07$ 少数点以下は切り上げ、加える人数は6人となる。よって、職員の総数の要件は常時8人以上となる。</p> <p>○「宿直勤務者を除いた職員数の要件」 病床数が60床を超えるため、2人に60床までを増すごとに2人を加えなければならない。加える人数は以下により算定する。 $(92床 - 60床) \div 60床 = 0.53$ 小数点以下は切り上げ、1に2人を乗じ、加える人数は2人となる。よって、宿直勤務者を除いた職員数の要件は、常時4人以上となる。</p> <p>(2) 規則第5条第3項第1号の「職員の数」とは</p> <p>ア 1日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。</p> <p>イ 職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。</p> <p>ウ 特定診療科名以外の診療科名の職員数も含むものであること。</p> <p>エ 火災時に異なる棟から職員が駆けつけることができる場合、当該別棟の職員の数は、原則として算定しない。ただし、「職員の数」の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 規則第5条第3項の「その他の職員」とは 歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいう。 なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 規則第5条第3項の「病床数」とは 許可病床数（特定診療科名以外の病床も含み、一般病床及び療養病床以外の精神病床、結核病床及び感染症病床のすべてを含む。）をいう。</p>
--	---

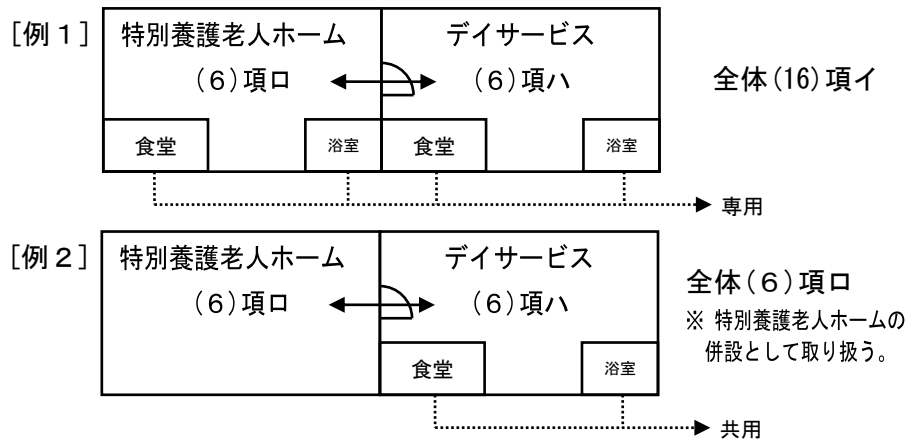
第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

	<p>(5) 規則第5条第3項第2号の「宿直勤務を行わせる者」とは 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度または短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。 なお、宿直勤務は単なる夜間勤務とは異なり、労働基準法上の例外的取扱いによるものであるため、所轄労働基準監督署長の許可が必要であること。</p> <p>5 その他事項</p> <p>(1) 同一敷地内に令別表第1(6)項イ(1)に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物（いわゆる「外来棟」）が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、消防法施行令第32条を適用して同表(6)項イ(4)に掲げる防火対象物に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(2) 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。</p> <p>(3) あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。</p> <p>(4) 病院と同一棟にある看護師宿舎は令別表第1(5)項ロ、看護学校の部分は同表(7)項の用途に供するものとして取り扱う。</p> <p>(5) 医療法第2条の2第2項に規定するオンライン診療受診施設（施設を設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。）は、令別表第1(15)項の用途に供するものとして取り扱う。</p>
--	--

(6) 項ロ	<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>		
	定義	補足表参照	
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 売店、浴室	密接な関係を有する部分

1 用途区分の運用上の留意事項

- (1) 規則第5条に規定する「業として」とは
報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。
- (2) 用途の判断
施設又は事業の名称から一律に令別表第1(6)項ロ又はハとすることなく、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受け入れ態勢等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行うこと。
- (3) 通所と入所が混在する施設の取扱い
令別表第1(6)項ロと同表(6)項ハが混在するものについては、原則同表(16)項イとして取り扱うこと。ただし、(6)項ロの入所者等が(6)項ハを定期的又は継続的に利用するような形態で、それぞれの施設が運営上、単体の施設として成り立たない場合は、全体を同表(6)項ロとして、単体として成り立つ場合は、複合用途として取り扱うこと。



補足事項

- (4) 関係者への対応
利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備等の設置について、消防法第17条の3の趣旨を関係者等に十分に説明し、事業者の受け入れ体制等の事業内容を確認したうえで、あらかじめ必要な対応を促すことが望ましいこと。
 - (5) 入居者又は宿泊者の人数の判断の目安
利用実態が変化した場合に令別表第1(6)項ロ又はハとなる軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の社会福祉施設等(注)における入所者若しくは入居者又は宿泊者の人数の判断の目安は次によること。
 ア 社会福祉施設等に、実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること。
 イ アが明確でないときは、社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設等を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。
 ウ イの届出等がない場合には、防火対象物の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受け入れ態勢に関する資料の提出を求め、推定される人数によること。
- (注) 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者支援施設、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第8項に規定する短期入所又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設、令別表第1(6)項ロ(1)及びハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」をいう。

2 高齢者施設に係る運用上の留意事項

- (1) 避難が困難な要介護者とは
規則第5条第3項に規定する区分に該当する者(介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者)をいうものであること。
- (2) 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」(規則第5条第6項第1号)
避難が困難な要介護者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。
例えば、有料老人ホームのように、介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の半数以上であることを目安とすること。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

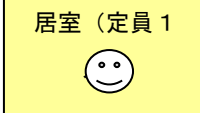
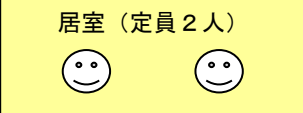
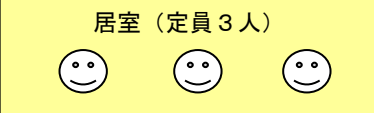
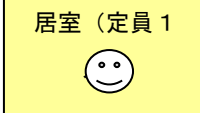
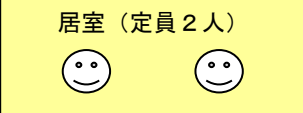
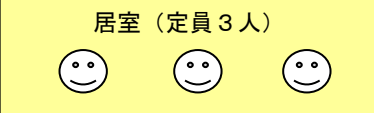
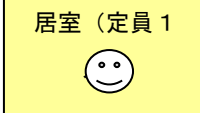
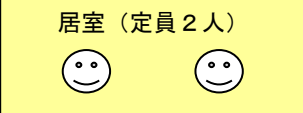
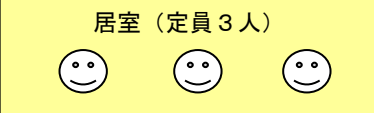
	<p>(3) 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」(規則第5条第6項第2号)</p> <p>令別表第1(6)項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断の目安としては、まず、アについて関係者への聞き取り等により確認することを前提とし、アに該当しない場合は、イの確認により、最終的に用途を判定すること。</p> <p>なお、宿泊サービス提供の有無、宿泊者数及び宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の数については、関係者からの聴取、施設の運営規程、事業者が保存する宿泊サービス提供の記録、ベッドの数、ホームページ、広告物等により確認すること。</p> <p>ア 次のすべてに該当する施設は、令別表第1(6)項口(1)とする。該当しない場合は、イにより判断すること。</p> <p>(ア) 月に5日以上宿泊サービスの提供を行うことがある。</p> <p>(イ) 実態として、1泊あたり2名以上の要介護者(※)が宿泊することがある。</p> <p>(ウ) 宿泊サービスを利用する「避難が困難な要介護者」の数が宿泊者数の半数以上となることがある。ただし、「避難が困難な要介護者」の宿泊利用が1名である場合は除く。</p> <p>※ 要介護者：要介護状態区分1以上の者</p> <p>イ アに該当しない場合で、次のすべてに該当する施設は、令別表第1(6)項口(1)とする。</p> <p>なお、過去1年間の宿泊実績のうち、最も宿泊人数が多かった連続3ヶ月間の宿泊実績を元に判断することとする。</p> <p>(ア) 当該3ヶ月間において、宿泊サービス利用者の延べ人数が当該3ヶ月間の日数以上である。</p> <p>(イ) 当該3ヶ月間の宿泊サービス利用者の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数が半数以上である。</p> <p>(4) 「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」</p> <p>令別表第1(6)項口(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、(2)又は(3)と同様に判断すること。</p> <p>3 障害者福祉施設等に係る運用上の留意事項</p> <p>令別表第1(6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、次に掲げる者が概ね8割を超えることを原則とする。ただし、利用者の定員が1名の場合を除くものとする。</p> <p>(1) 規則第5条第5項に規定する区分に該当する者(障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者)</p> <p>(2) 障害支援区分の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者(障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設については、障がい児の利用もあるため、自力避難困難であると実情により判断された障がい児も含む。)</p> <p>なお、障がい児には障害支援区分の設定がないため、実情により判断すること。</p>
--	---

《補 足 表》

1 (6)項口(1)	
(1) 老人短期入所施設 【老人福祉法】第20条の3	
【定義】	65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
(2) 養護老人ホーム 【老人福祉法】第20条の4	
【定義】	65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
(3) 特別養護老人ホーム 【老人福祉法】第20条の5	
【定義】	65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの等を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
【施設】	特別養護老人ホームの介護保険法上の名称 入所定員が30名以上の場合「介護老人福祉施設」 入所定員が29名以下の場合「地域密着型介護老人福祉施設」

(4) 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。） 【老人福祉法】第20条の6	
【定義】	無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除くものをいう。
【施設】	<p>ア 軽費老人ホーム（旧ケアハウス） 身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活するには不安が認められるが、独立した生活を送れるよう工夫された施設で、給食、入浴等のサービスを行う。</p> <p>イ 軽費老人ホームA型 低所得階層に属する老人であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難なものが低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。</p>
(5) 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。） 【老人福祉法】第29条	
【定義】	老人福祉法第29条に定める老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設をいう。
【施設】	<p>ア 介護付有料老人ホーム（一般型、外部サービス型） イ 住宅型有料老人ホーム ウ その他有料老人ホームに該当する住宅</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等に関する令別表第1の用途については、食事の提供等により、有料老人ホームに該当するものを令別表第1(6)項ロ又はハと取り扱うこと。</p> <p>具体的な判断の目安として、事業者による食事の提供の場となる食堂や事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することなどが考えられるものであること。</p> <p>なお、有料老人ホームは老人福祉法第29条第1項で規定されており、サービス付高齢者向け住宅の登録を受けているかどうか、有料老人ホームの届出をしているかどうかにかかわらず、介護等の同項に定めるサービスを提供しているものは、有料老人ホームとして扱われる。</p> <p><サービス付き高齢者向け住宅> 「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）」によって定められた賃貸住宅又は有料老人ホームで、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に適合するものとして公的機関の登録を受けたもの。サービス付き高齢者向け住宅に登録した場合、有料老人ホームに該当する場合であっても、有料老人ホームの届出は適用除外となる。</p> <p>用途については、義務付けられている状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。）以外の任意で提供することができるその他の福祉サービスの提供（食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助等）がある場合、令別表第1(6)項ロ又はハと取り扱うこと。</p> <p><未届有料老人ホーム> 有料老人ホームに該当するサービスを提供しているが、有料老人ホームの届出をしていない施設（サービス付き高齢者向け住宅を除く）。</p> <p>「高齢者向けケア付き住宅」、「ケア付き高齢者住宅」、「介護マンション」、「ケア付きマンション」、「ケア付き高齢者マンション」、「宅老所」等と称している場合もある。各施設によって提供されるサービスが異なる。</p>
【補足】	有料老人ホームには介護付（一般型、外部サービス型）・住宅型・健康型の3つのタイプがあるが、健康型にあつては、本項に含まれないものであること。((6)項ハ(1)欄参照)
(6) 介護老人保健施設 【介護保険法】第8条第27項	
【定義】	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいう。
(7) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設	
【定義】	65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の生活保護法の規定による居宅介護（短期入所生活介護に限る。）又は介護予防（介護予防短期入所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者を短期間入所させ、養護する事業を行うための特別養護老人ホームその他厚生労働省令（老人福祉法施行規則第1条の4）で定める施設をいう。
(8) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

【定義】	要支援1・2又は要介護1以上の方が対象で、「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「宿泊」のサービスを組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスを行う施設である。			
(9) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症グループホーム）				
【定義】	要支援2又は要介護1以上の者で認知症の状態にある方が、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事等日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスである。			
(10) その他これらに類似するものとして総務省令で定めるもの				
ア お泊りデイサービス（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）				
【解説】	介護保険法に基づいた通所介護事業サービス（デイサービス）に加えてその利用者を対象に夜間に介護保険適用外の宿泊サービスを提供する事業形態。宿泊については、法定外のサービスのため自主事業扱いとなっている。			
【補足】	お泊りデイサービスが令別表第1(6)項口又は(6)項ハに該当するか否かは、(6)項口「補足事項」2.(3)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断基準によること。			
イ 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものに限る。）				
【解説】	提供されるサービスは、法律上の定義が無いため各宅老所によって異なるが、日中はデイサービス、夜間は必要に応じてショートステイに類似したサービスに加えて、運営者独自の発想によるサービス提供がなされているところが多い。			
【補足】	<p>1 入所者の生活拠点が当該施設である場合は有料老人ホームとして用途判定し、また、小規模多機能型居宅介護事業のような事業形態で宿泊が長期にわたって入所しているような状態であれば、(6)項口「補足事項」2.(3)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断基準を参考に用途判定をすること。</p> <p>2 定員を多く申告することで、用途判定に支障をきたす場合は、老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けず営業している入所施設に限り、居室1人当たりの面積は7.43㎡以上を基準とし算定する。この基準については、小規模多機能型居宅介護事業者の指定基準を準用する。</p>			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">  居室（定員1） 居室面積 8㎡ </td> <td style="width: 33%;">  居室（定員2人） 居室面積 16㎡ </td> <td style="width: 33%;">  居室（定員3人） 居室面積 24㎡ </td> </tr> </table>		 居室（定員1） 居室面積 8㎡	 居室（定員2人） 居室面積 16㎡	 居室（定員3人） 居室面積 24㎡
 居室（定員1） 居室面積 8㎡	 居室（定員2人） 居室面積 16㎡	 居室（定員3人） 居室面積 24㎡		
ウ 複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護） 【介護保険法】第8条第23項（避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものに限る。）				
【定義】	「複合型サービス」（看護小規模多機能居宅介護）とは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。			
【解説】	小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護」「宿泊」のサービスに加え、必要に応じて「訪問看護」のサービスを一体的に受けることができるサービスをいう。			

2 (6)項口(2)	
救護施設 【生活保護法】第38条第2項	
【定義】	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
【補足】	<p>居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い</p> <p>居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、令別表第1(5)項口として取扱うことが適当と考えられるものであること。</p>

3 (6)項口(3)	
乳児院 【児童福祉法】第37条	
【定義】	乳児（1歳未満をいう。）（保健上、その他の理由により特に必要のある場合には、幼児（1歳以上をいう。）を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
【補足】	乳児院における小規模グループケア施設 乳児院において、虐待を受けるなど心に深い傷をもつ子どものうち、手厚いケアを要する子供に対して、小規模なグループによるケア（ケア単位は原則4人以上6人以下）を行うための施設で、敷地内又は敷地外に設置できる。（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について（平成17年雇児発律第0330008号）」）

4 (6)項口(4)	
障害児入所施設 【児童福祉法】第42条	
【定義】	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）を入所させて、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設をいう。 医療の提供（医療法上の病院の指定）の有無により、「福祉型」又は「医療型」に分かれる。

5 (6)項口(5) 「避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。」	
(1) 障害者支援施設 【障害者総合支援法】第5条第11項	
【定義】	障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型をいう。）を行う施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。
(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設（ショートステイ）	
【定義】	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。
【施設】	「単独型」 短期入所施設と生活介護等と一緒に運営されているもの。短期入所施設の利用者は、生活介護等を利用せず、短期入所部分だけを利用する場合もある。 「併設型」 短期入所施設と障害者支援施設、障がい者グループホーム等、比較的大きな施設と併設されたもの。 「空床型」 病院等の空床を利用するもの。
(3) 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（グループホーム）	
【定義】	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。
【補足】	共同生活援助のサテライト型住居の取扱い 共同生活援助のサテライト型住居（※）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、平成26年4月に創設されるものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、令別表第1(5)項口として取扱われるものと考えられること。 ※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(6)項ハ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。 (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
	定義	補足表参照	
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分 売店、浴室	密接な関係を有する部分
補足事項	(6)項ロ参照		

《補 足 表》

1 (6)項ハ(1)	
(1) 老人デイサービスセンター 【老人福祉法】第20条の2の2	
【定義】	65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。
(2) 軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。） 【老人福祉法】第20条の6	
【定義】	(6)項ロ(1)欄参照
【施設】	ア 軽費老人ホーム（旧ケアハウス） (6)項ロ(1)欄参照 イ 軽費老人ホームA型 (6)項ロ(1)欄参照
(3) 老人福祉センター 【老人福祉法】第20条の7	
【定義】	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。
(4) 老人介護支援センター 【老人福祉法】第20条の7の2	
【定義】	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。

(5) 有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）		【老人福祉法】第29条
【定義】	(6)項ロ(1)欄参照	
【施設】	ア 介護付有料老人ホーム（一般型、外部サービス型） (6)項ロ(1)欄参照 イ 住宅型有料老人ホーム (6)項ロ(1)欄参照 ウ 健康型有料老人ホーム 食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければならない。 エ その他有料老人ホームに該当する住宅 (6)項ロ(1)欄参照	
(6) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設		
【定義】	要介護・要支援認定を受けた高齢者が昼間の一定時間、デイサービスセンターなどの施設で、食事・入浴・排せつなどの介助や日常生活上の世話、機能訓練などを受ける、日帰りの通所介護サービスをいう。 当該事業は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項第3号に規定する施設等で行われることがある。	
(7) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）		
【定義】	(6)項ロ(1)欄参照	
(8) その他これらに類似するものとして総務省令で定めるもの		
ア お泊りデイサービス（ロ(1)に掲げるものを除く。）		
【解説】	(6)項ロ(1)欄参照	
【補足】	(6)項ロ(1)欄参照	
イ 老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずにこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（ロ(1)に掲げるものを除く。）		
【解説】	(6)項ロ(1)欄参照	
【補足】	(6)項ロ(1)欄参照	
ウ 複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護）（ロ(1)に掲げるものを除く。）		
【定義】	(6)項ロ(1)欄参照	
【解説】	(6)項ロ(1)欄参照	

2 (6)項ハ(2)	
更生施設	
【生活保護法】第38条第3項	
【定義】	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。

3 (6)項ハ(3)	
(1) 助産施設	
【児童福祉法】第36条	
【定義】	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。
【施設】	ア 第一種助産施設 【児童福祉法最低基準】第15条第2項 医療法（昭和23年法律第205号）の病院である助産施設をいう。 イ 第二種助産施設 【児童福祉法最低基準】第15条第3項 医療法の助産所である助産施設をいう。
(2) 保育所（保育園）	
【児童福祉法】第39条	
【定義】	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。
【補足】	託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数及び保母数にかかわらず保育所に含まれる。（H13.4.17付け消防予第127号）

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(3) 保育所型認定こども園 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】 (通称:「認定こども園法」) 第3条第2項第2号	
【定義】	保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う施設をいう。
【補足】	保育所型認定こども園は、原則、本項として取り扱うものであるが、幼稚園機能を有する部分については、当該部分を令別表第1(6)項二として取り扱うことが適当な場合もあることから、実態に応じて判断すること。
(4) 幼保連携型認定こども園【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】 (通称:「認定こども園法」) 第2条第7項	
【定義】	「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。
【補足】	認定こども園には、幼保連携型以外に「幼稚園型」(原則、令別表第1(6)項二)、「保育所型」(原則、本項)及び「地方裁量型」の3つの類型があり、地方公共団体が定める条例による認定基準を満たす場合は、「認定こども園」として認定する。 また、幼保連携型以外の認定こども園については、名称や類型だけで判断することなく、建物形態や実態に即して用途判定を行うこと。
(5) 児童養護施設 【児童福祉法】 第41条	
【定義】	保護者のない1歳以上の児童(乳児(1歳未満をいう)を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。
【補足】	地域小規模児童養護施設については本項に含まれるが、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居(ファミリーホーム)については、専ら乳幼児の養育を常態とする場合を除き本項に含まれず、令別表第1(5)項ロとして取り扱うこと。
(6) 児童自立支援施設 【児童福祉法】 第44条	
【定義】	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
(7) 児童家庭支援センター 【児童福祉法】 第44条の2	
【定義】	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他のからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。
(8) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(地域密着型)	
【定義】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点、駅ビル商店街などの駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業。対象は、生後6か月から小学校就学前の乳幼児であり、病児・病後児は対象外とする。
【補足】	病児・病後児デイケア事業施設は本事業には該当しないが、令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物として取り扱う。 一般住宅において事業を行う場合は、当該事業に供される部分と一般住宅に供される部分との面積により、第3.2により用途判定を行うこと。
(9) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業	
【定義】	地方公共団体が認定した保育士資格を持つ「保育ママ(家庭的保育者)」が、補助者と2人以上で、賃貸アパートの一室等を使い、家庭的な環境の中で、5人までの乳幼児の保育を行う事業である。
【補足】	一般住宅において事業を行う場合は、当該事業に供される部分と一般住宅に供される部分との面積により、第3.2により用途判定を行うこと。
(10) その他これらに類する施設	
ア 認可外保育施設	
【定義】	都道府県知事が認可している認可保育所以外の保育施設を総称して認可外保育施設と呼ばれている。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

【補足】	原則として、児童福祉法第59条の2による届け出が必要となるものを本項の対象とする。 託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保育数にかかわらず保育所に含まれる。 企業主導型保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が行う保育事業施設）は、当該企業と別敷地にて開設されるもの又は当該企業の従業員以外の児童も入所可能なものは本項の対象となること。
イ 小規模保育事業を行う施設	
【定義】	地方公共団体が認可した者が、賃貸借物件の一室等を使い、保育士が乳幼児の保育を行う。

4 (6)項ハ(4)	
(1) 児童発達支援センター 【児童福祉法】第43条	
【定義】	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）を日々保護者の下から通わせて、次の各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。
【施設】	ア 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 イ 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療
(2) 児童心理治療施設 【児童福祉法】第43条の2	
【定義】	軽度の情緒障がいを有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
(3) 児童発達支援 【児童福祉法】第6条の2第2項	
【定義】	障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
(4) 放課後等デイサービス 【児童福祉法】第6条の2第4項	
【定義】	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。

5 (6)項ハ(5)	
(1) 身体障害者福祉センター 【身体障害者福祉法】第31条	
【定義】	無料又は低額な料金を、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。
(2) 障害者支援施設（口(5)に掲げるものを除く。） 【障害者総合支援法】第5条第11項	
【定義】	(6)項ロ(5)欄参照
(3) 地域活動支援センター 【障害者総合支援法】第5条第25項	
【定義】	利用者（地域活動支援センターを利用する障がい者及び障がい児をいう。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものをいう。
(4) 福祉ホーム 【障害者総合支援法】第5条第26項	
【定義】	現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(5) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設	
【定義】	常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。
(6) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（口(5)に掲げるものを除く。）	
【定義】	(6)項口(5)欄参照
(7) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設	
【定義】	障がい者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。
(8) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設	
【定義】	就労を希望する65歳未満の障がい者につき、一定期間（2年間。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とする場合にあっては、3年又は5年）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を供与するための施設をいう。
(9) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設	
【定義】	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。
【施設】	<p>ア 就労継続支援A型（雇用型） 企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。</p> <p>イ 就労継続支援B型（非雇用型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。</p>
(10) 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（口(5)に掲げるものを除く。）	
【定義】	(6)項口(5)欄参照

(6)項二	幼稚園、幼稚園型認定こども園、特別支援学校		
定義	<p>1 幼稚園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものをいう。 【学校教育法第22条】</p> <p>2 幼稚園型認定こども園とは、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園をいう。 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：「認定こども園法」）第3条第2項第1号】</p> <p>3 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とするものをいう。 【学校教育法第72条】</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店	密接な関係を有する部分 音楽教室、学習塾

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

補足事項	<p>1 幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p> <p>2 幼稚園型認定こども園は、原則、本項として取り扱うものであるが、保育所（保育園）機能を有する部分については、当該部分を令別表第1(6)項ハとして取り扱うことが適当な場合もあることから、実態に応じて判断すること。</p>
------	--

(7)項	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの		
定義	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第29条】</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を目的とする学校をいう。【学校教育法第45条】</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第49条の2】</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第50条】</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第63条】</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。【学校教育法第115条】</p> <p>7 大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。【学校教育法第83条】</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。【学校教育法第124条】</p> <p>9 各種学校とは、1から7までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。【学校教育法第134条】</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。(昭和48年10月23日付け消防安第42号)</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	密接な関係を有する部分 学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室
該当用途例	<p>1 学校教育法第1条に掲げる学校及び同法第124条に定める専修学校並びに第134条に定める各種学校の認可を受けたもので次に掲げるもの 例：美容・理容学校、和・洋裁、編物、タイプ、外国語、料理、調理師、建築、デザイン、鍼灸、経理、電気、電算機、音楽、進学予備、自動車運転、整備、看護、助産、臨床検査技師、視能訓練、自衛隊、海員、海上保安、消防、警察学校</p> <p>2 職業能力開発促進法第16条に定める公共職業能力開発施設及び同法第25条に定める事業主等の設置する職業訓練施設は本項に該当する。</p>		
補足事項	<p>1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受けるものが40人以上とされている。</p> <p>2 各種学校規程では、各種学校は、修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3ヶ月以上1年未満）とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあつて、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館、研究所等は学校に含まれる。</p> <p>4 予備校が学校教育法第134条に基づく認可を受けているものは令別表第1(7)項となるが一般算盤塾、学習塾及び研修所（官庁、会社等）は同表(15)項とする。</p> <p>5 小学校敷地内又は隣接する敷地の学童保育クラブは、本項には該当せず、令別表第1(15)項に掲げる防火対象物として取り扱う。</p>		
備考	同一敷地内の独立性、関連性の高い施設は、当該用途に供するものとして取り扱う。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(8)項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
定義	<p>1 図書館とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に定める図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に定める歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関のうち、地方公共団体、民法第34条の法人、宗教法人又はその他の法人が設置するもので都道府県教育委員に登録する施設をいう。</p> <p>3 美術館とは、絵画、彫刻などの美術品を陳列して一般公衆の展覧、研究に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので図書館、博物館と同等のものをいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、事務室、映写室、鑑賞室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場	密接な関係を有する部分
該当用途例	郷土館、記念館、科学館等		

(9)項イ		公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
定義	<p>公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条に定める温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設）のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において客に接触する役務を提供するものをいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室	密接な関係を有する部分
該当用途例	サウナ等類似施設、ソープランド		
補足事項	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。		

(9)項ロ		(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
定義	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	密接な関係を有する部分 有料洗濯室
該当用途例	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、潮湯、温湯、温泉、家族風呂等		
補足事項	<p>1 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。</p> <p>2 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</p>		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）		
定 義	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶若しくは航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する航空施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、旅行案内所	密接な関係を有する部分 整容室、両替所
該当用途例	渡船場、バスターミナル、空港ターミナル、外航ターミナル、鉄道ターミナル、埠頭ターミナル		

(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
定 義	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途	
	本殿、拝殿、各殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂、位牌堂	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室	密接な関係を有する部分 宴会場、厨房、結婚式場、娯楽室、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）
該当用途例	<p>1 結婚式、披露宴、集会、法事、宴会を行う社務所及び庫裡の取り扱いについては、結婚式又は宴会のための常勤の従業員を有し、営利企業としての結婚会館と同様の営業実態又は檀家、信徒、氏子以外の不特定多数の者を対象として宴会を行うものは、令別表第1(1)項口に該当する。</p> <p>2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態に関わりなく本項に該当する。</p> <p>3 同一敷地内の幼稚園は、令別表第1(6)項ニに該当する。</p> <p>4 信者が祈祷、修行のため宿泊する部分は、同一棟、別棟にかかわらず当該用途とする。ただし、旅館業法の適用を受けるものは除く。</p> <p>5 同一敷地内の納骨堂は、本項に該当する。</p>		

(12) 項イ	工場、作業場		
定 義	<p>工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。</p> <p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで機械化が比較的低いものをいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途	
	作業所、設計室、研究室、事務所、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室	密接な関係を有する部分 荷捌室

(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
定 義	<p>映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はビデオテープ等の記録媒体を作成若しくは編集する施設をいう。</p>		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途	
	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ	密接な関係を有する部分
補足事項	客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として、令別表第1(1)項に該当する。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(13) 項イ	自動車車庫又は駐車場		
定義	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積み卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、事務室	密接な関係を有する部分 待合室
該当用途例	1 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車も含む。 2 機械式立体駐車場、自走式駐車場等類似のものは、本項に該当する。		
補足事項	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 倉庫や事業場等に付設された駐車施設は、専用の建築物であるか、令第8条区画ではないがそれに準ずる区画がなされている地下駐車場であるかなど、特に独立性の強い場合を除き、その事業場等そのものとして規制され、本項に含まれないものであること。 4 原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条に定めるものであって、一般的には二輪車で総排気量125cc以下のものをいう。		

(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
定義	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	勤務者・利用者の利便に供される部分 専用駐車場	密接な関係を有する部分
補足事項	単なる格納だけでなく、運航上必要最小限度の整備のための作業施設を付設する場合についても、原則として全体が本項に該当する。		

(14) 項	倉庫		
定義	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
	物品庫、荷捌室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場	密接な関係を有する部分
該当用途例	寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預り、一時預りその他政令で定めるものを除く。）を行う営業（倉庫業法第2条第2項）に定める倉庫以外のものも本項に該当する。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(15)項	前各号に該当しない事業所		
定義	その他の事業所とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業所をいい、営利的事業所であると非営利的事業所であることを問わず、事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。		
該当用途例	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、堆肥舎、研究所、クリーニング店（取次店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂（令別表第1(11)項に掲げるものを除く。）、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、体育館（同表(1)項イに掲げるものを除く。）、レンタルルーム、水族館、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧場のないもの）、ミニゴルフ場、車検場、貸衣裳屋、コインランドリー、自動車等（オートバイ含む）の販売店又はショールーム、調剤薬局、エステ、学習塾、マッサージ店、パッチングセンター、地区公民館、トレーニングジム、スイミングスクール、整骨院、質店（買取のみの場合）		
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 飲食を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。 5 トラックターミナルは、本項に該当するものであること。 6 試験所、検査所、研究所の作業所的室で検査等業務に伴う作業所は、本項に該当する。 （例）陸運局車検場、陸運局指定の車検場 7 ごみ処理場、汚水処理場（民間施設を含む。）は、本項に該当する。 8 自転車及び原動機付自転車を収納する駐輪場は、本項に該当する。 9 自動車等（オートバイ含む）の販売店又はショールームで、整備場を併設する場合は、整備場部分の規模等により複合用途防火対象物として取り扱うことを判断する。 10 自動車等（オートバイ含む）の販売店又はショールームには、中古車販売店等を含むものであること。 		
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議室、ホールは規模形態（固定椅子、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興業場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして取り扱う。 なお、興業場法の適用のあるものは、原則として令別表第1(1)項に該当する。（以下本項において同じ。） 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。 		
用途A	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、喫茶室、娯楽室、理容室、専用駐車場、診療室	密接な関係を有する部分 展示室、展望施設
用途B	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
研修所	事務室、教室、体育館	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、診療室、遊技室、談話室、娯楽室、専用駐車場、図書室、浴室	密接な関係を有する部分
備考	研修のための宿泊施設は、(5)項ロの用途に供するものとして取り扱う。		
用途C	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分	
観覧席を有しない 体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	密接な関係を有する部分 映写室、図書室、集会室、展示博物館
備考	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。		

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

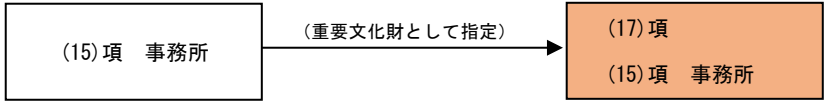
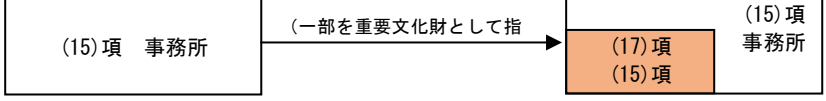
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。
定 義	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び(16)の2)項を除く。）の用途を含むものをいう。

(16) 項ロ	(16) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
定 義	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び(16)の2)項を除く。）の用途を含まないものをいう。

(16の2) 項	地下街
定 義	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所、その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備（1時間炎を遮る性能を有する防火設備）がある場合は、当該設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。

(16の3) 項	準地下街
定 義	建築物の地階（令別表第1(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。
補足事項	<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は当該距離）以内の部分とする。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まれないものであること。 3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第8条第1号の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（2段階下式のものを含む。）の特定防火設備（1時間炎を遮る性能を有する防火設備）で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。 6 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が同表(16の3)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、同表(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(17) 項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物
定義	本項の防火対象物は、文化財保護法に基づくもの及び同法第182条第2項に基づく地方公共団体が定める文化財保護条例（福岡県文化財保護条例・昭和30年福岡県条例第25号）によって指定された建造物をいう。
補足事項	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 【文化財保護法第27条第1項】</p> <p>2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 【文化財保護法第27条第2項】</p> <p>3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、その他の物件で、わが国民の生活の推移のため欠くことのできないもの（民俗文化財）で有形のものうち特に重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 【文化財保護法第78条】</p> <p>4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。 【文化財保護法第2条第1項第4号】</p> <p>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したものをいう。</p> <p>6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p> <p>7 令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分と同表（17）項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、同表（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。</p> <p>【例1】</p>  <p>【例2】</p>  <p>全体は(15)項であり、(16)項口でもある。</p>

(18) 項	延長50メートル以上のアーケード
定義	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は、屋根の中心線に沿って測定するものであること。</p>

(19) 項	市町村長の指定する山林
定義	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
補足事項	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。

第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

(20)項	総務省令で定める舟車
定義	規則第5条第10項で定義する舟車をいう。
補足事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第2条第6項に規定する、船舶安全法（昭和8年法律11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 推進機関を有する長さ12メートル未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第2条第2項第1号に規定するもの (2) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (3) 係船中の船舶 (4) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 (5) 総トン数20トン未満の漁船（専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従事するもの。） 2 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 3 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 4 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 5 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条で定める消火器を設けなければならないものは、全ての車両であること。 6 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火薬類（火薬にあっては5kg、猟銃雷管にあっては2,000箇、実砲、空砲、信管、又は火管にあっては200箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危政令別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 告示で定める品名及び数量以上の可燃物を輸送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第11条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。）